

## 2 男女平等参画社会に向けて

### —女性の人権問題—

～「女のくせに・・・だから何なの？」一人ひとりが大切でしょ～

日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定めています。性が違うというだけで差別があってはならないことです。

しかし、残念なことに差別があるのが現状です。例えば、男女雇用機会均等法はできましたが、男女の賃金格差や役職の制限、就職時の女子学生への差別などは依然として残っています。男女が社会の対等な構成員として活動するためには、男女を問わず一人ひとりに、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていなければなりません。

また、近年、配偶者等からの暴力や、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為が大きな社会問題となっています。特に女性の被害には顕著なものが見られます。このような人権の侵害は許されるものではありません。

私たちみんなが、性別にとらわれず、個人として尊重され、職場・家庭・地域を含むあらゆる生活領域でバランスよく活躍できるようにすることが、男女平等の社会を実現するために必要なのです。



## DV・デートDV、セクハラとストーカー行為

### 【DV・デートDV】

人権が著しく侵害される例として、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為があげられます。

DVとは家庭内における配偶者などからの暴力のことをいいます。

こうした暴力は、家庭内の問題として潜在し、社会的な理解と認識が不十分な状況が続いてきましたが、いわゆるDV防止法（※2）が2001（平成13）年10月施行され、暴力の防止と被害者保護のための取組みが強化されることになりました。また、交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。メールのチェックをする、友達との付き合いを制限する、デート代を無理やり出させるなどもデートDVです。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

セクシュアル・ハラスメントとは、例えば、職場の上司・同僚から「女のくせに」「男のくせに」「まだ、結婚しないの？」などと言われたり、無理矢理身体を触られたりするなどの性的ないやがらせ行為です。

### 【ストーカー行為】

つきまとい等を反復して行うストーカー行為についても、ストーカー規制法（※3）が2000（平成12）年11月施行され、警察の警告や禁止命令など、被害者に対する援助などの新たな対策が定められました。

（※2）DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

（※3）ストーカー規制法「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

## 相談窓口・問い合わせ先

機関名	電話・FAX	主な内容	受付日・受付時間
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	048-600-3800	家族、夫婦、人間関係、 生き方など様々な相談	月～水・金・土曜日 9時30分～20時30分 日・祝日 9時30分～17時 ※年末年始及び休館日を除く
埼玉県配偶者暴力相談支援センター With You さいたま電話相談	048-600-3700	DVに関する相談	火～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く
川口市配偶者暴力相談支援センター	048-299-8162	DVに関する相談	火～金曜日 10時～17時 ※祝日・年末年始を除く
女性のための電話相談	0120-532-317	家族、夫婦、人間関係 などの相談	第2・第4水曜日（祝日の場合は翌日） 13時～15時
川口市 協働推進課 男女共同参画係	048-227-7605	男女共同参画の推進 に関するご案内	火～土曜日 9時～17時15分 日曜日 9時～17時 月曜・祝日・年末年始を除く